

告 示

埼玉県告示第百二十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再現測量（四級基準点測量）

三 作業地域

川越市旭町地内

四 作業期間

令和二年二月二十八日から令和二年三月十九日まで